

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面) 8

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 28 日

宮崎県知事 殿

提出者



住 所 延岡市新小路2-1-10

氏 名 宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0982-32-6181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宮崎県立延岡病院
事業場の所在地	延岡市新小路2-1-10
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	稼働病床数 388床 (許可病床数 410床)
③ 従業員数	748人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	以下、アからウの工程で処理を行っている。 ア 収集運搬業務(中間処分先までの収集運搬を委託により実施) イ 中間処分業務(搬入後、焼却処分を委託により実施) ウ 最終処分業務(中間処分後の焼却灰を、中間処分業者からの委託により最終処分業者が管理型処分場へ埋立処分)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
	排出量	95.800 t	0.620 t
(これまでに実施した取組) 全職員への分別処理に関する意識付け・指導を行った。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
	排出量	95.000 t	0.600 t
(今後実施する予定の取組) - 医療廃棄物の適正分別に関する指導(医師・看護師を含む全職種) - 環境ラウンド(院内各部署巡回視察)による定期監査(月1)実施 - 医療廃棄物(感染性・非感染性)の分別表示の明確化(処理容器及び処理容器設置場所内(壁等)における表示箇所の再検討等) - 排出量の可視化を通じた、適正分別に向けた全職員の意識付け及び指導の徹底 今後、院内感染対策の徹底を図る一方で、感染性廃棄物の排出量抑制に資する方策について具体的な検討を行い、早期の実践が可能なものは取り組んでいく。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) - 注射針等の体貫通性(銳利性)のものについては、針捨BOXで収納後、サンペール(ポリ容器)の中に処分 - その他比較的柔軟なもの(ガーゼ等)については二重袋の中に処分
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) - 分別処理に係る意識付けの強化と指導の徹底について引き続き取り組んでいくこととする。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 3 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		廃液
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組) 該当なし				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 3 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		廃液
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液	
	自ら熱回収を行いう 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（3年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	感染性廃棄物	廃液	
		t	t	
(これまでに実施した取組) 該当なし				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	感染性廃棄物	廃液	
(今後実施する予定の取組) 該当なし		t	t	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量	感染性廃棄物	廃液		
		95.800 t	0.620 t		
		t	t		
		t	t		
		t	t		
		t	t		
(これまでに実施した取組) 該当なし					

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
②計画	全処理委託量	95.000	t	0.600 t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への委託に関する費用対効果等を十分に見極めながら、委託の可否を判断することとしたい。当面は85tを下回るよう排出量の削減に努めることとする。				
		【前年度(3年度)実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	96.420	t
(今後実施する予定の取組等) 該当なし				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和3年度）

宮崎県知事 殿

令和4年6月28日

報告者

住所 延岡市新小路2-1-10

氏名 宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0982-32-6181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		宮崎県立延岡病院				業種	医療業		
事業場の所在地		電話番号 0982-32-6181 延岡市新小路2-1-10							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	感染性廃棄物	70.040	233	第04558005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	第04578005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70
2	検査廃液	0.620	2	第04558005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	第04578005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70
3	廃プラスチック類	21.830	350	第04508005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	第04528005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70
4	金属くず	1.565	58	第04508005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	第04528005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70
5	金属くず	0.910	1	第04518047880号	博多金物(株)	延岡市大武町39番地71	第04528047880号	博多金物(株)	延岡市大武町39番地71
6	ガラスくず	3.063	194	第04508005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	第04528005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70
7	混載ごみ	6.440	7	第04508005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	第04528005003号	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70
8	汚泥	44.950	17	第04518030528号	(株)南日本環境センター	延岡市小野町4138番地1	第04527027317号	オーシャンクリーング(株)	日向市大字平岩4978番地27
9	廃油	0.770	3	第04518030528号	(株)南日本環境センター	延岡市小野町4138番地1	第04527027317号	オーシャンクリーング(株)	日向市大字平岩4978番地27

1 0	水銀使用製品産業廃棄物	0.440	2	第04518030528号	(株)南日本環境 センター	延岡市小野町 4138番地1	第04534054790号	ニシモロ開発(株)	小林市野尻町紙屋 字長瀬1859-4
--------	-------------	-------	---	---------------	------------------	-------------------	---------------	-----------	-----------------------

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

